

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

令和6年10月から医療上の必要性が無いにも関わらず患者様が長期収載薬品を選択された場合には、後発品との差額の4分の1を患者様が負担する仕組み（選定療養）が導入されました。

一般名処方について、ご不明な点などございましたら当院職員までご相談ください。

医療法人清志会 藤政病院